

身体障がいの方と生計を同じくする方が自動車を所有（取得）する場合 又は運転する場合の減免

次の場合には、自動車税環境性能割及び自動車税種別割又は軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

- 1 身体障がいの方が自動車を所有（取得）する場合で、その身体障がいの方と生計を同じくする方がもっぱらその身体障がいの方のために自動車を運転するとき
- 2 身体障がいの方と生計を同じくする方がその身体障がいの方のために自動車を所有（取得）する場合で
 - ① もっぱらその身体障がいの方が自動車を運転するとき
 - ② 身体障がいの方と生計を同じくする方がもっぱらその身体障がいの方のために自動車を運転するとき

次のことについてください。

- 身体障がいの方の通院、通学、通所又は生業のために、その身体障がいの方を自動車に乗せて（又はその身体障がいの方が自動車を運転して）おおむね週1日以上使用することを継続的（6か月以上）に行うことが必要です。
- 身体障がいの方1人につき自家用の自動車1台に限ります。

※ 「身体障がいの方」の範囲については、リーフレット「自動車税等の減免について」をご覧ください。

減免申請時に必要な書類等

減免の要件を満たしていることを確認しますので、次の書類等を提出（原本提示）してください。

1 自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割・課税免除・減免申請書（提出）	身体障がいの方の確認のため
2 身体障害者手帳等（原本提示）	身体障がいの方の確認のため
3 自動車運転免許証（原本提示）	運転する方の確認のため
4 自動車検査証（原本提示） <small>（自動車を新しく取得する場合は自動車税（環境性能割・種別割）申告書又は軽自動車税（環境性能割）申告書を併せて提出）</small>	自家用自動車の所有者及び使用者並びに自動車検査証の有効期間の確認のため
5 通院証明書、通学証明書、通所証明書、通勤証明書等（提出）	身体障がいの方のためにおおむね週1日以上運転することを継続的（6か月以上）行っていることの確認のため

※ 身体障がいの方と同居していない場合は、上記の書類等のほかに「身体障がいの方と生計を一にすることを証する書類」を提出（原本提示）してください。
(例) 源泉徴収票、所得税確定申告書等

※ 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、保健所等で発行する生計同一証明書を提出することにより、上記5の書類の提出に代えることができます。
また、保健所が発行する「精神障害者保健福祉手帳承認通知書」の提示を求める場合があります。

※ 2 自動車の使用状況などを確認するために、その他の書類を求める場合があります。
詳しくは、総合振興局等にお問い合わせください。

減免を受けた後の手続

1 現況確認照会書、現況回答書及び自動車税種別割納税証明書が届いたとき

減免の要件を満たしていることを確認するため、車検有効期限の約2か月前に現況確認照会書により自動車の使用状況等を照会しますので、現況回答書に必要事項を記入の上、返送してください。

なお、現況回答書の回答内容については、実態確認を行う場合があります。

※ 現況回答書を未提出の方又は住所変更手続をしていないため現況確認照会書が届かない方は、翌年度から減免を受けることができませんのでご注意ください。

2 継続検査又は構造等変更検査（車検）を受けるとき

1の現況確認照会書に自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を同封しておりますので、継続検査又は構造等変更検査時にご利用ください。

なお、運輸支局のシステムで自動車税種別割の納税確認ができるため、自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略できます。

3 自動車を入れ替えるとき

上記の「減免申請時に必要な書類」を用意の上、新たに取得した自動車の減免申請を行ってください。

ただし、減免を受けることができる自動車は、身体障がいの方1人につき1台に限られていますので、新たに取得した自動車（新車）の自動車税環境性能割の減免を受けるためには、新車の登録日から1か月以内に、今まで減免を受けていた自動車（旧車）の移転又は抹消の登録手続が必要です。

なお、旧車の処理状況により新車、旧車どちらかの自動車に自動車税種別割を課税する場合がありますので、「自動車税種別割の減免の適用」欄をご確認ください。

4 申請した内容に変更があったとき

婚姻等により氏名が変わった、住所が変わった、減免を受けている自動車のナンバーが変わったなど、申請した内容に変更があったときは、総合振興局等に連絡をしてください。

変更となった内容により、新たに減免申請が必要となる場合があります。

なお、道外のナンバーに変更した場合は、新住所地の都府県庁等に手続方法等をお問い合わせください。

5 減免の要件に該当しなくなったとき

次の例のように、減免の要件に該当しなくなったときは、速やかに総合振興局等に連絡してください。

- ・ 身体障がいの方と生計が別になった。
(例 身体障がいの方が施設に入所し、所得税法上の扶養関係がない場合など)
- ・ 身体障がいの方の方の通院、通学、通所又は生業のためにおおむね週1日以上の使用をしなくなった。
- ・ 自動車を運転する方が変わった。